

国民年金第3号被保険者にかかる届書の記入に当たって

この届書は、国民年金第3号被保険者（以下、「第3号被保険者」と記載します。）にかかる手続について、共済組合を經由し日本年金機構に提出する届になりますので、次の記入上の注意と記入方法を読み、必要事項を記載の上、資格担当まで御提出ください。なお、提出する前に必ず所属所の控えをお取りください。

【記入上の注意】

○文字はボールペンを用いて楷書ではっきり記入してください。

○届出は、第3号被保険者（組合員の配偶者）が行うものです。「A. 配偶者欄（第2号被保険者）」には組合員の情報を、「B. 第3号被保険者欄」には組合員の配偶者についての情報を記入してください。

○以下の場合に、この届書による各種届出が必要です。

- ・組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）が組合員の被扶養者になった場合（該当）
- ・既に組合員の被扶養者になっている配偶者が20歳に到達した場合（該当）
- ・組合員の配偶者が収入超過又は離婚により組合員の被扶養者でなくなった場合（非該当）
- ・組合員の配偶者が亡くなった場合（非該当）
- ・国外に居住している組合員の配偶者が組合員の被扶養者でなくなった場合（非該当）
- ・組合員の配偶者が国外へ転居する場合（海外特例要件該当）※海外特例要件に該当する場合
※「国民年金第3号被保険者住所変更届」は国外へ転居する場合は、使用できません。
- ・海外特例要件に該当しない理由での国外へ転居する場合（非該当）
- ・海外特例を受けている組合員の配偶者が国内に転入した場合（海外特例要件非該当）
- ・氏名・生年月日・性別に変更が生じた場合（非該当（変更））（変更後を記載し、変更前を⑭備考欄に記載して届出）

○以下の場合には、この届書による各種届出は不要です。

- ・組合員の配偶者が就職（配偶者自身が厚生年金に加入する場合）により組合員の被扶養者でなくなった場合
※ 配偶者が厚生年金に加入しない形での認定取消の場合は、非該当の届出が必要です。
- ・制度の対象外となった場合（組合員の配偶者が60歳に到達した場合及び組合員が65歳に到達した場合）

【記入の方法】

○「A. 配偶者欄（第2号被保険者）」…組合員の情報を記入してください。省略できる欄はありません。

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。
フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ④基礎年金番号 : 記入する番号を確認した上で、10桁・左詰めで記入してください。
※ 東京支部では、基礎年金番号による届出とします。個人番号は書かないようにしてください。
- ⑤住所 : 必ず住民票の住所を記入してください。

○「B. 第3号被保険者欄」…組合員の配偶者の情報を記入してください。①～④、⑦・⑧は必ず記入してください。

- ①氏名 : 提出年月日、住民票に登録されている氏名を記入してください。
- ③性別（続柄） : 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3. 夫（未届）」「4. 妻（未届）」のいずれかを○で囲んでください。
- ④基礎年金番号 : 記入する番号を確認した上で、10桁・左詰めで記入してください。
※ 東京支部では、基礎年金番号による届出とします。個人番号は書かないようにしてください。
※ 基礎年金番号をお持ちではない外国籍の方は、資格担当までお問い合わせください。
- ⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は、住民票に登録された通称を記入してください。通称名が漢字の方は、フリガナをカタカナで正確に記入してください。
- ⑦住所 : 配偶者（第2号被保険者）と同居または別居のどちらかを○で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。
※ なお、住民票の住所と別の住所に日本年金機構からの通知書等の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先住所を記入して本届書と併せて提出してください。
- ⑭備考 : 氏名・生年月日・性別に変更（訂正）がある場合は、非該当（変更）を○で囲み、変更後の内容を記載し、さらに変更（訂正）前の情報と変更年月日について、備考欄に記入してください。